

岡谷市史編さん業務委託事業者選定委員会設置要綱の制定について

生涯学習課市史編さん室

●制定理由

令和８年度からの岡谷市史編さん業務を委託して進める予定としていることから、本年度委託業者を選定する必要がある。全国の自治体史、地域史等類似の編さん業務に関し優れた実績又は豊富な経験を持つ業者を選定したいため、公募型による企画提案（プロポーザル）方式を採用したい。

業者の選定に当たって、専門的かつ効率的に選定いたしたいため、岡谷市史編さん委員３名及び行政関係者３名による岡谷市史編さん業務委託事業者選定委員会を設置したいため、制定するもの。

岡谷市史編さん業務委託事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 岡谷市史編さん事業の実施に当たり、業務の委託先を公募型企画提案方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するため、岡谷市史編さん業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 選定委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 審査基準及び審査方法の承認並びに企画提案書等の審査に関する事項
- (2) 最適候補者及び次点者の選定に関する事項
- (3) その他委託業者の選定に当たり必要となる事項

2 選定委員会は、プロポーザルの審査結果を教育長に報告するものとする。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員6名以内で組織し、岡谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱又は任命する。

2 選定委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 岡谷市史編さん委員会設置要綱（令和7年岡谷市教育委員会告示第1号。以下「市史編さん委員会設置要綱」という。）第3条第2項に定める委員 3名
- (2) 岡谷市 教育部長
- (3) 岡谷市 教育担当参事
- (4) 岡谷市 企画政策部長

(正副委員長)

第4条 選定委員会に正副委員長を置き、委員長は前条第2項第2号に掲げる委員をもって充て、副委員長は同項第3号に掲げる委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総括し選定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期等)

第5条 委員の任期は、第2条に定める任務の終了までとする。

- 2 選定委員会活動の報償金及び費用弁償は、第3条第2項第1号の委員に限り、市史編さん委員会設置要綱第1条の規定により設置された市史編さん委員会の取り扱いに準じるものとする。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 公正かつ厳正に審査を行うため、会議は、非公開とする。

(最適候補者及び次点者の選定)

第7条 第2条第1項第2号に定める最適候補者及び次点者の選定は、出席委員の採点結果の順位により決定する。

- 2 選定委員会における審査の評価点が同点の場合は、対象となる企画提案書を出席委員の無記名投票により採択し、決定する。
- 3 採択結果が同票の場合は、委員長が決定する。

(秘密の保持)

第7条 委員は、審査を行う上で知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が選定委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年8月4日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、選定委員会が、第2条第2項に掲げる事項を行った日をもって廃止する。